

効率的・効果的な執行体制づくり

厳しい財政状況のもと、市民の皆様の信頼に応えながら必要な施策を推進するため、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした見直しにより、効率的・効果的な執行体制を構築します。令和3年度に向けて事業を着実に推進するため、一部組織の機構改革を実施するとともに、職員定数を見直します。

職員定数については、518増、▲279減の差引239増となりますが、独立採算の公営企業を除く市長部局・行政委員会等の職員定数は、差引増減210増のうち、国の法制度改正や定められた配置基準への適切な対応に伴う225増を除くと、実質▲15減となります。

《令和3年度の主な組織機構改革》

	主な取組
デジタル統括本部	行政サービスのデジタル化による利便性向上や業務の効率化を強力に推進するため、新たに「デジタル統括本部」を設置します。
政策局	「大都市制度・広域行政室」を「大都市制度推進本部室」に再編し、特別自治市実現に向けた取組を強化します。
こども青少年局	「子育て支援部」を再編し、保育の質の確保・向上への取組を強化するほか、幼児教育・保育無償化に伴い増大する業務に効率的に対応します。
建築局	「学校整備課」を新設し、学校施設関係工事を専任で行う体制を構築し、今後さらに本格化する小・中学校の建替え事業に対応します。
都市整備局	「都心再生課」の「横浜駅周辺等担当」と「みなとみらい21推進課」を「横浜駅・みなとみらい推進課」に再編し、横浜駅周辺地区等とみなとみらい21地区の一層の連携を進め、都心機能の強化や交通アクセス拡充を図ります。
港湾局	「政策調整部」の経理業務を「経理課」として「総務部」に編入するとともに、「政策調整部」に「新本牧事業推進課」を新設することで、新本牧ふ頭の埋立て工事の本格化に対応します。また、「港湾管財部」と「建設保全部」にまたがる施設管理業務と水域管理業務を集約し、「港湾管理部」に再編することで効率化を図ります。

《令和3年度の職員定数の見直し》

	増	減	差引増減
職員定数の変更数	518	▲279	239
市長部局・行政委員会等	474	▲264	210
国の法制度改正・配置基準への対応等			225
国の法制度改正等を除いた実質的な差引増減数			▲15
公営企業	44	▲15	29

【参考】市全体の職員定数及び非常勤職員の推移

	H29	H30	R元	R2	R3	H29~R3 の増減比較
※1 職員定数 (A)	44,704	44,800	44,958	45,288	45,527	823
※2 再任用短時間 勤務職員等	241	244	243	171	168	▲ 73
会計年度任用職員 (旧一般嘱託員)	3,766	3,800	3,891	4,019	4,263	497
非常勤職員数計 (B)	4,007	4,044	4,134	4,190	4,431	424
職員定数及び 非常勤職員数 (A+B)	48,711	48,844	49,092	49,478	49,958	1,247

※1 職員定数は、横浜市職員定数条例第2条第1項各号に規定する定数の合計です。ただし、令和3年度については、第1回市会定例会に提出予定の同条例改正案に基づく数値です。

※2 消防職員の再任用短時間勤務職員及び再雇用嘱託員を計上しています。

(1) 主な増要素

■ 国の法制度改正への対応

国の基準に基づく教職員の増員	66
児童相談所の体制強化	58
マイナンバーカード交付への対応	24
生活困窮者支援等に向けた体制強化	19
国の指針に基づく救急隊の増隊	15
こども家庭総合支援拠点の設置	13
新型コロナウイルスのワクチン接種に向けた対応	10

■ 重点施策等への対応

新型コロナウイルス対応に係る保健所等の体制強化	45
旧上瀬谷通信施設の整備及び国際園芸博覧会の推進体制の強化	29
新病院における医療機能強化等	29
児童支援専任教諭の定数配置（常勤化）の拡充に伴う国の基準を超える配置	27
デジタル統括本部の設置	8

(2) 主な減要素

■ 民営化・委託化等の推進

市立保育所の民間移管（4園）	▲ 62
学校給食調理業務の民間委託拡大（5校）	▲ 15
保育所調理業務の民間委託拡大（4園）	▲ 7
焼却工場における排出ガス等の分析業務の一部委託化	▲ 7

■ 事務事業の廃止・縮小・効率化等

新市庁舎整備の収束	▲ 30
国勢調査の終了	▲ 18
廃棄物収集体制の見直し	▲ 10
横浜環状北西線事業の収束	▲ 4

【新型コロナウイルス対応に係る保健所等の体制強化について】

1 趣旨

令和2年度中は、全庁的な応援体制を構築することで新型コロナウイルス対応に取り組んできましたが、令和3年度に向けては、55人を専任で増員することに加え、非常勤職員等の活用や庁内応援体制の構築等により、執行体制の強化・安定化を図ります。

2 体制強化の内容

- (1) 保健所本所（健康福祉局 健康安全部 健康安全課） +32人
 - ア 保健所統括機能及びクラスター対応等感染症に関する健康危機管理対応の強化
 - イ 新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制強化
※令和3年1月に応援配置した53人の更なる増員も検討していきます。
- (2) 保健所支所（区 福祉保健センター 福祉保健課） +15人

区民や医療機関等からの電話相談、陽性患者・濃厚接触者等への健康観察対応の強化
- (3) Y-CERT（医療局 医療政策部 医療政策課） +6人

令和2年4月発足の感染症・医療調整本部（Y-CERT）の一部専任化による体制強化
- (4) 医療提供体制確保のための奨励金対応（医療局 医療政策部 医療政策課） +2人

重症・中等症患者を受け入れた医療機関に対する支援金を支給するための体制強化

【デジタル統括本部の設置について】

1 統括本部の設置趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、デジタル化による一層の市民サービスの利便性向上や業務効率化が求められています。

また、国においても、「デジタル・ガバメント実行計画」の改訂やデジタル庁の設置等、デジタル社会への転換に向けた動きが加速しています。

本市においても、行政手続のオンライン化や住民情報系システムの標準化等、デジタル化を全庁横断的に強力に推進するために、「デジタル統括本部」を設置します。

2 統括本部の役割と全庁的な推進体制の構築

デジタル統括本部は、最高情報統括責任者（CIO）の下、全庁的な司令塔として強力にデジタル化を推進します。

横浜市のデジタル化の方向性や目標・スケジュールを明らかにし、これらの推進計画の策定・進捗管理を行います。また、デジタル関連予算については編成段階から関与し、重点対象を定めてより積極的に業務所管課と連携するなど、全体統括を担います。さらに、民間の動向も捉えながら、業務改善や新たな取組に向けて現場をサポートするなど、各区局の取組を推進し、行政サービスのデジタル化に関する全庁的なマネジメントや取組支援を行っていきます。

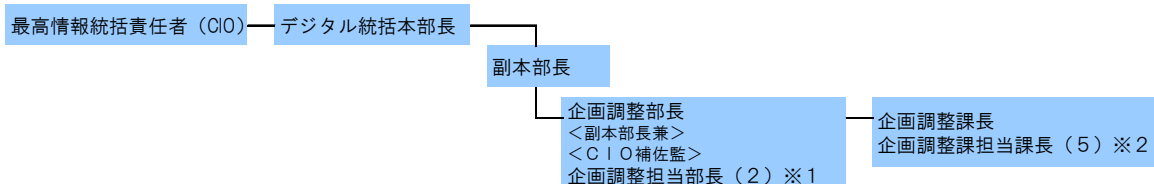
特に行政手続のオンライン化や住民情報系システムの標準化など、重点的に取り組む必要がある施策については、関連するシステムを所管する部署との兼務体制を幅広く構築するなど連携を強化し、全庁横断的にスピード感を持って取り組んでいきます。

併せて、政策局が中心になって進めているEBPM（根拠に基づく政策立案）や官民データ活用などのデータ活用推進についても、政策局と連携して一体的に取り組んでいきます。

【参考：デジタル統括本部の体制（29名体制）】

局長級のデジタル統括本部長1名、部長級3名、課長級6名、係長級10名、職員9名

※政策局データ活用推進担当部長1名、政策課データ活用推進等担当課長1名、同課データ活用推進等担当係長1名の3名及び、総務局4名による計7名の兼務を含みます。



※1のうち1名は政策局データ活用推進担当部長が兼務、1名は総務局副局長が兼務

※2のうち1名は政策局政策課データ活用推進等担当課長が兼務、1名は総務局総務課長が兼務